

# 第1章 プラン策定の概要

## 1

### 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の趣旨

国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指し、障害者の自立と社会参加の支援のための施策を推進するために「障害者基本計画」を策定しており、県においても、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を基本目標に掲げて、「やまぐち障害者いきいきプラン」を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市においては、平成23年3月に「第三次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成23年度～平成29年度）を策定（平成26年3月に一部改訂）、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、互いに支え合って、地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部を目指して」を基本理念として、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携を行い、様々な障害者施策を推進してきました。

このような中、平成26年には、国が障害者権利条約に批准、そして、平成28年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障害者を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。また、平成28年に障害者総合支援法、児童福祉法が改正され、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応が求められるようになり、これに対応した取り組みが必要になります。

また、障害福祉計画（障害児福祉計画）については、平成26年度に第4期宇部市障害福祉計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供体制の整備に努めてきました。

今回の計画は、最終年度を迎えた現行計画の見直しを行い、障害者を取り巻く様々な制度や環境の変化等を踏まえ、本市の障害者施策を推進する上での総合的な指針として、障害者福祉計画、障害福祉計画及び新たに障害児福祉計画を策定するものです。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害のある人並びに障害のある児童とします。

## 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけと計画期間

### (1) 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：2018年度～2022年度）や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：2018年度～2023年度）との整合性を踏まえ策定しています。

また、本市では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づき、「宇部市障害福祉計画」（第5期：2018年度～2020年度）及び、児童福祉法33条の22第1項の規定に基づき「宇部市障害児福祉計画」（第1期：2018年度～2020年度）を策定し、「宇部市障害者福祉計画」の中の、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

### 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけ

#### 障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第11条第3項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。

「障害のある人のための施策に関する基本計画」に位置づけられています。

#### 障害福祉計画（根拠法：

#### 障害者総合支援法第88条第1項）

障害福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害者支援施設などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

#### 障害児福祉計画（根拠法：

#### 児童福祉法33条の22第1項）

障害児福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。

障害児通所支援、障害児相談支援、障害児入所施設などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

## (2) 計画の期間

第四次宇部市障害者福祉計画の期間は、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」にあわせ、2018年度から2023年度までの6年間とします。

また、第5期宇部市障害福祉計画及び第1期宇部市障害児福祉計画は、国の基本指針で3年と規定されていることから、2018年度から2020年度までの3年間とします。

なお、これらの計画については、社会状況の変化、法や関連制度の改正などを踏まえ、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととします。

### 3

## 障害者をめぐる法制度の動向

平成26年には、国が障害者権利条約に批准、これを受け、平成28年に、国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消の推進するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

平成28年に改正された障害者総合支援法、児童福祉法が、平成30年4月に施行され、今後、さらに障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応が求められるようになりました。

また、本市においては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政、会社、店舗、地域など市全体でのコミュニケーション支援の取組を推進することを目的に、平成29年に、「宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例」を施行しました。

障害者の福祉、生活を支援するための法制度の動向は次の表のとおりです。

## 〈主な法制度などの動き〉

年	法制度などの動き	内 容
H15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「措置制度」から「支援費制度」への移行</li> </ul>
H16 (2004)	障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の禁止</li> <li>・障害者計画の策定義務化</li> </ul>
H17 (2005)	発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の定義と法的位置づけの確立</li> </ul>
H18 (2006)	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入</li> <li>・サービス体系の再編</li> <li>・就労支援の強化</li> </ul>
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（バリアフリー新法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進</li> </ul>
	障害者雇用促進法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する雇用対策の強化</li> </ul>
H19 (2007)	学校教育法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化</li> <li>・小、中学校において、学習障害(LD)<sup>※1</sup>や、注意欠陥多動性障害(AD/HD)<sup>※2</sup>などへの支援</li> </ul>
H22 (2010)	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担の見直し</li> <li>・発達障害が障害者の対象となることの明確化</li> <li>・相談支援の充実</li> <li>・障害児支援の強化</li> <li>・地域における自立した生活のための支援の充実</li> </ul>
H23 (2011)	障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的規定の見直し</li> <li>・障害者の定義の見直し</li> <li>・地域社会における共生等</li> <li>・差別の禁止</li> </ul>
H24 (2012)	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報の義務づけ</li> <li>・自治体などによる調査や保護</li> <li>・対応窓口の設置</li> </ul>

	児童福祉法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児施設の見直し</li> <li>・障害児通所支援・相談支援の創設</li> <li>・障害児通所支援給付費等の給付</li> </ul>
H25 (2013)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正</li> <li>・障害者福祉サービス範囲に難病を追加</li> </ul>
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行(障害者優先調達推進法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進</li> <li>・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定</li> </ul>
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立(障害者差別解消法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別的取扱いの禁止</li> <li>・合理的配慮の不提供の禁止</li> </ul>
H26 (2014)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分を障害支援区分に改正</li> <li>・共同生活介護の共同生活援助への一元化</li> </ul>
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定</li> <li>・保護者制度の廃止</li> <li>・医療保護入院の見直し</li> </ul>
H28 (2016)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行	・国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消の推進
	障害者総合支援法の改正 (H30.4.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の望む地域生活の支援</li> <li>・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>
	児童福祉法の改正 (H30.4.1 施行)	・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
	発達障害者支援法の改正施行	・発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
H29 (2017)	宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例の施行	・行政、会社、店舗、地域など市全体でのコミュニケーション支援の取組の推進
H29 (2017)	障害者雇用促進法の改正施行	・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加

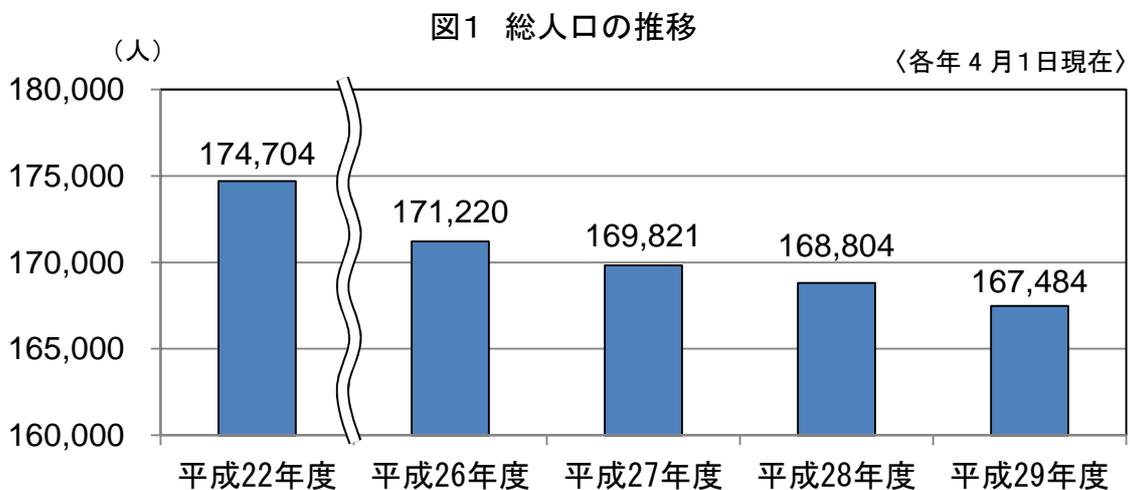
# 第2章 本市の障害者等の状況

## 1

### 人口・世帯数の状況

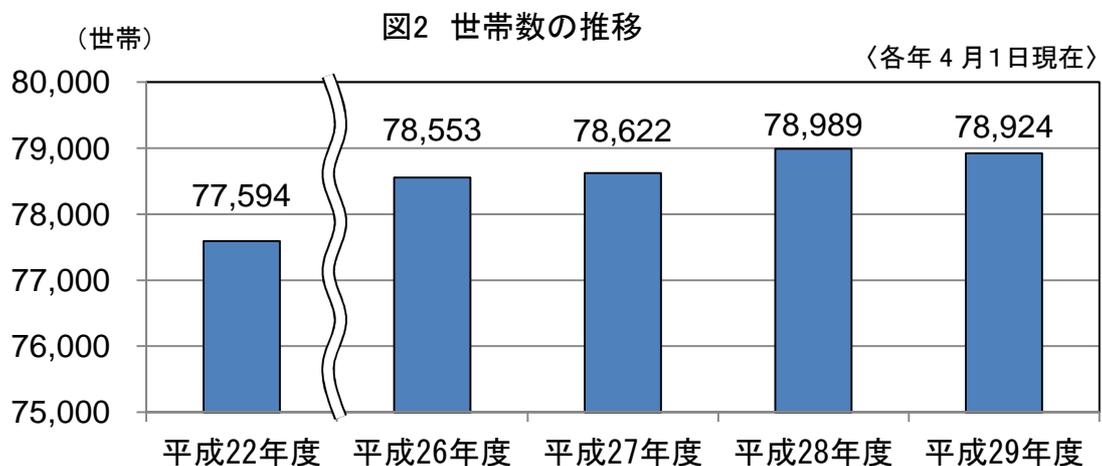
#### (1) 人口の推移

平成 29 年の総人口は 167,484 人、第三次宇部市障害者福祉計画を策定した平成 22 年の本市の総人口は 174,704 人であり、平成 29 年と平成 22 年を比較すると、総人口は 7,220 人減っているため、4.1%の減少となっています。



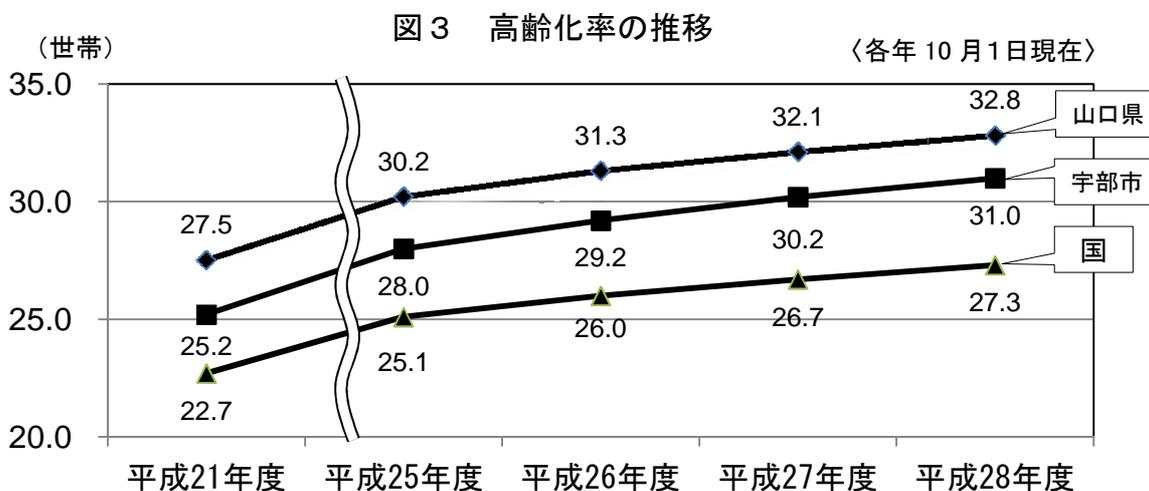
#### (2) 世帯数の推移

平成 29 年の世帯数は 78,924 世帯、平成 22 年の本市の世帯数は 77,594 世帯であり、平成 29 年と平成 22 年を比較すると、世帯数は 1,330 世帯増えており、1.7%増加しています。一世帯あたりの人数は平成 29 年では 2.12 人、平成 22 年では 2.25 人となっています。



### (3) 高齢化の推移

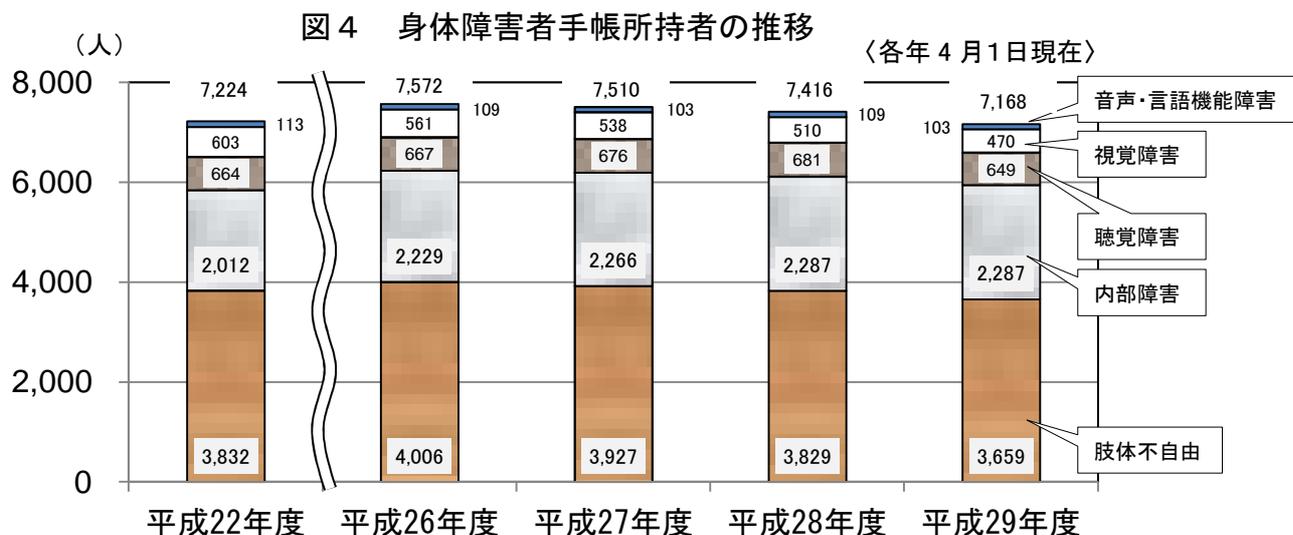
高齢化率は、国、山口県、本市のいずれにおいても毎年上昇しており、本市においては、平成28年と平成21年を比べると、5.8%上昇しています。



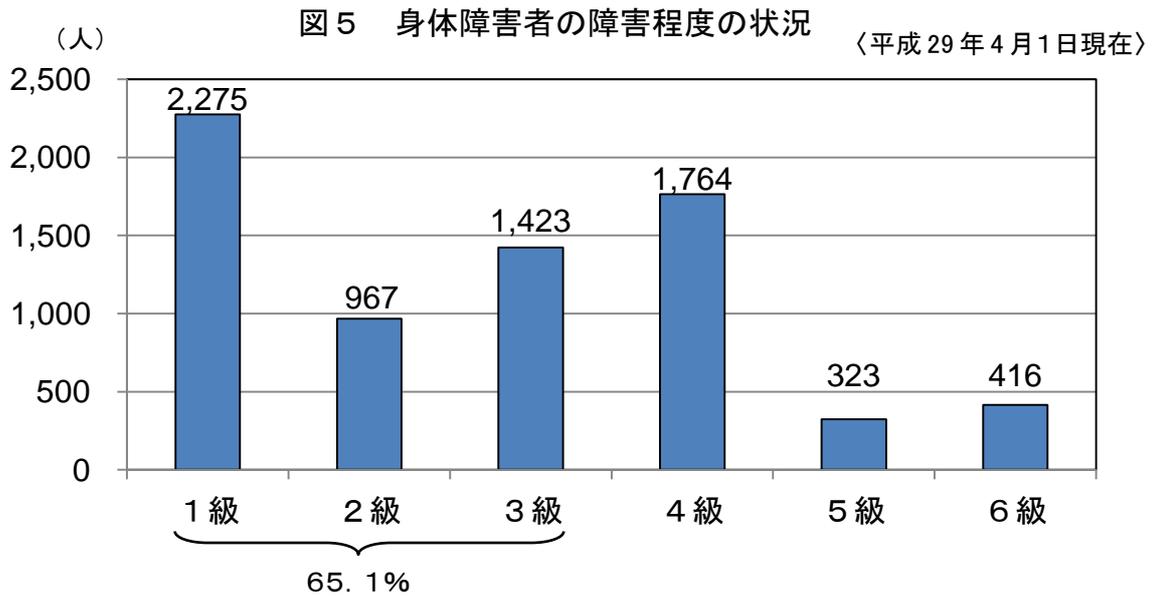
## 2

### 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にありましたが、平成26年をピークに減少に転じ、平成29年4月1日現在では7,168人となり、平成22年から0.8%減少しています。平成29年における障害種別の内訳は、肢体不自由が3,659人(51.0%)と最も多く、次いで内部障害の2,287人(31.9%)となっています。内部障害については他の障害種別の手帳所持者が減少している中、わずかですが増加しています。

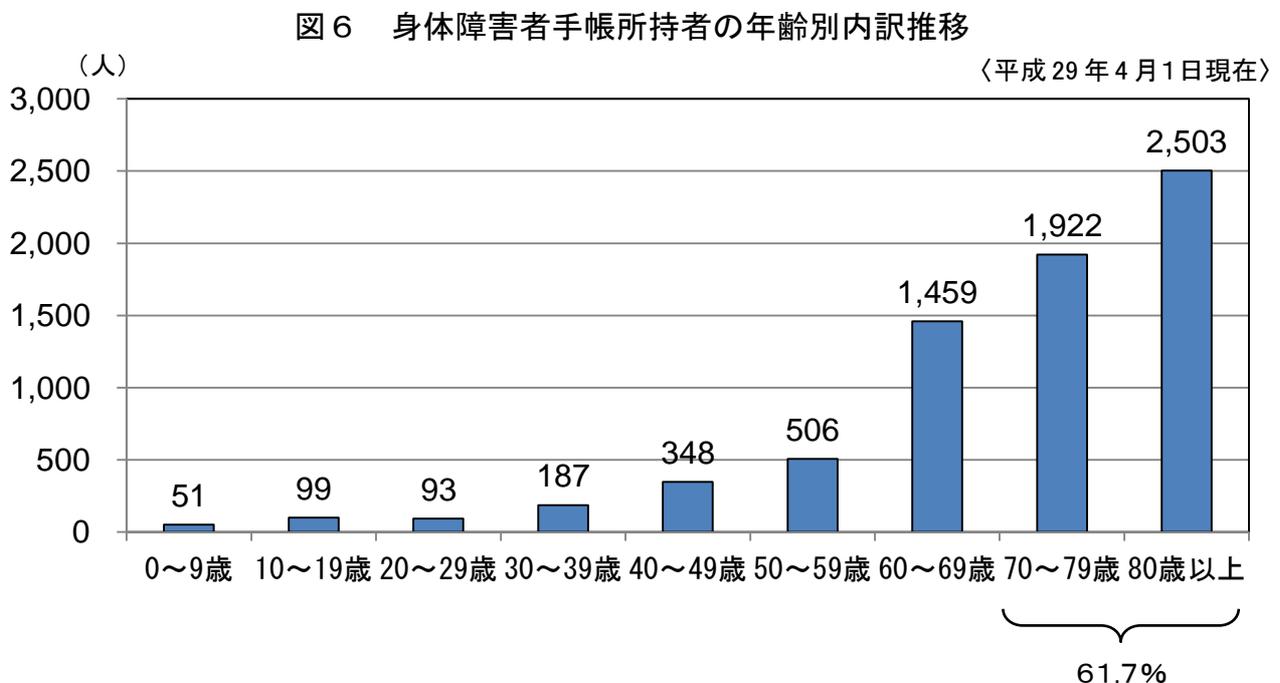


平成 29 年の障害程度の状況については、1 級から 3 級の手帳所持者が全体の 65.1%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。



また、年齢別内訳を見ると、70 歳以上の手帳所持者が全体の 61.7%を占めており、身体障害者においては高齢者の占める割合が高くなっています。

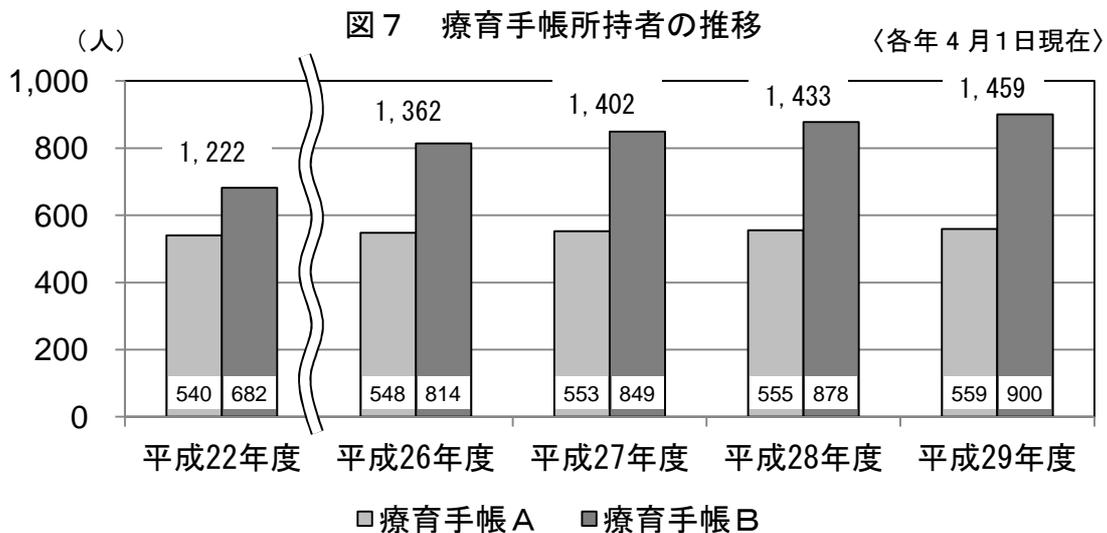
高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、高齢の身体障害者数が更に増加することが見込まれます。



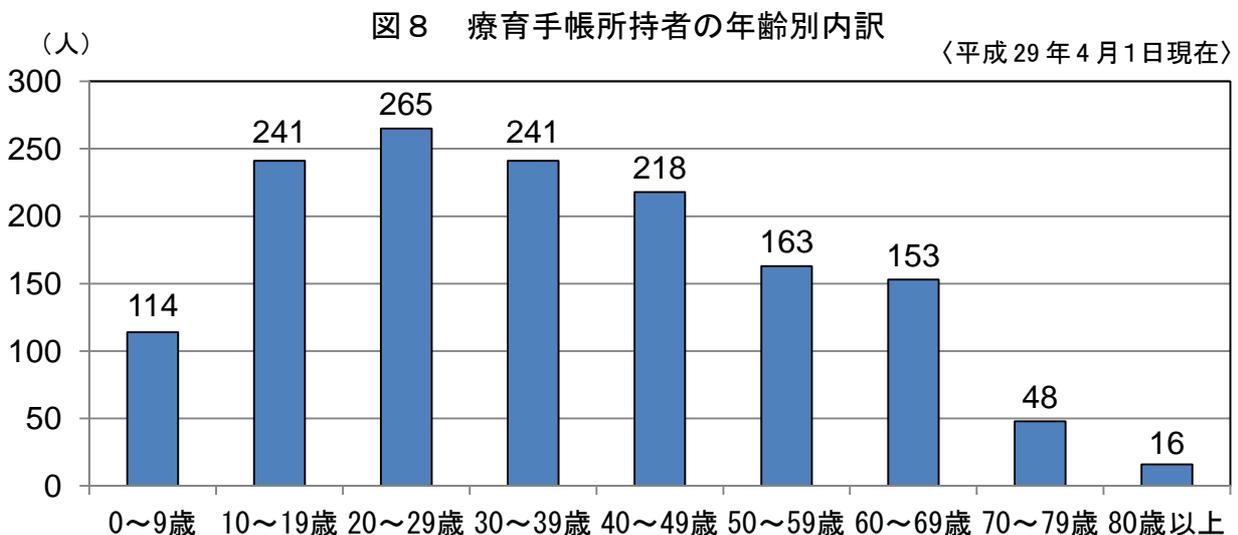
## 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で1,459人と、平成22年から16.2%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。

障害の程度では、軽度及び中度(療育手帳B)の人が平成29年で900人と、手帳所持者の61.7%を占めています。



また、年齢別の内訳では、20～29歳が全体の18.2%と最も高い割合を占めています。20歳未満は、全体の24.3%、70歳以上は全体の4.4%となっています。

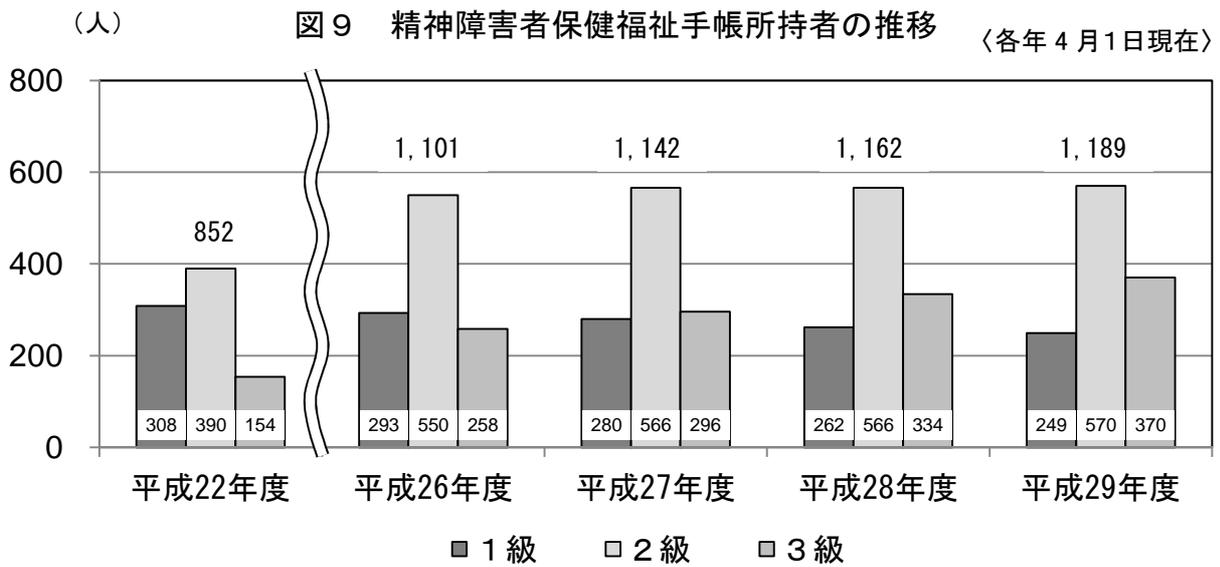


# 4

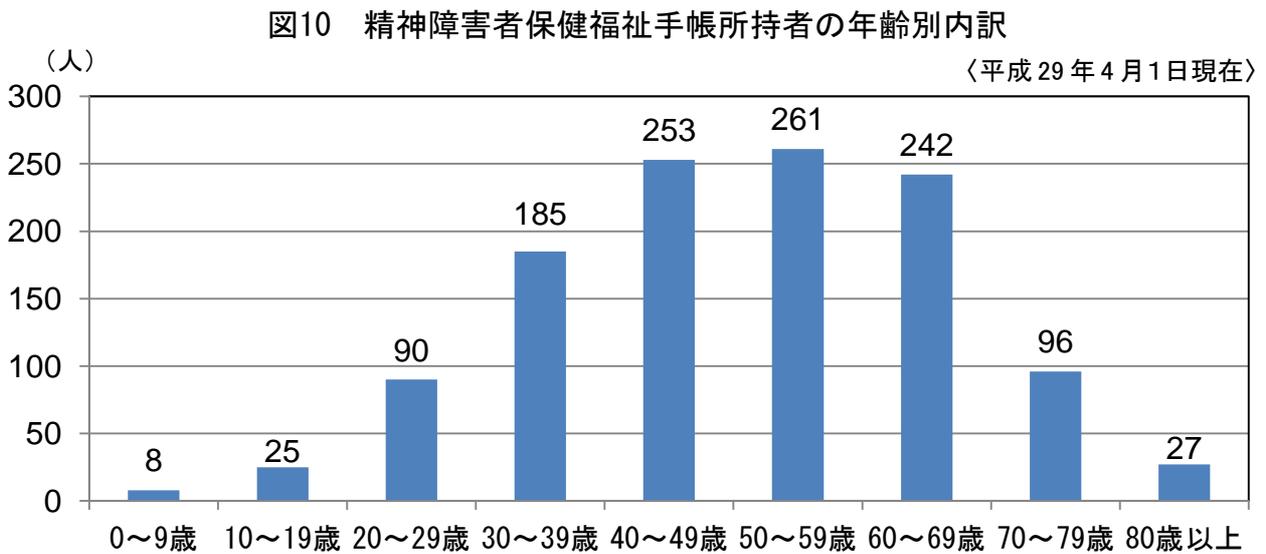
## 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在では1,189人と、平成22年から28.3%増加しており、年々増加傾向にあります。

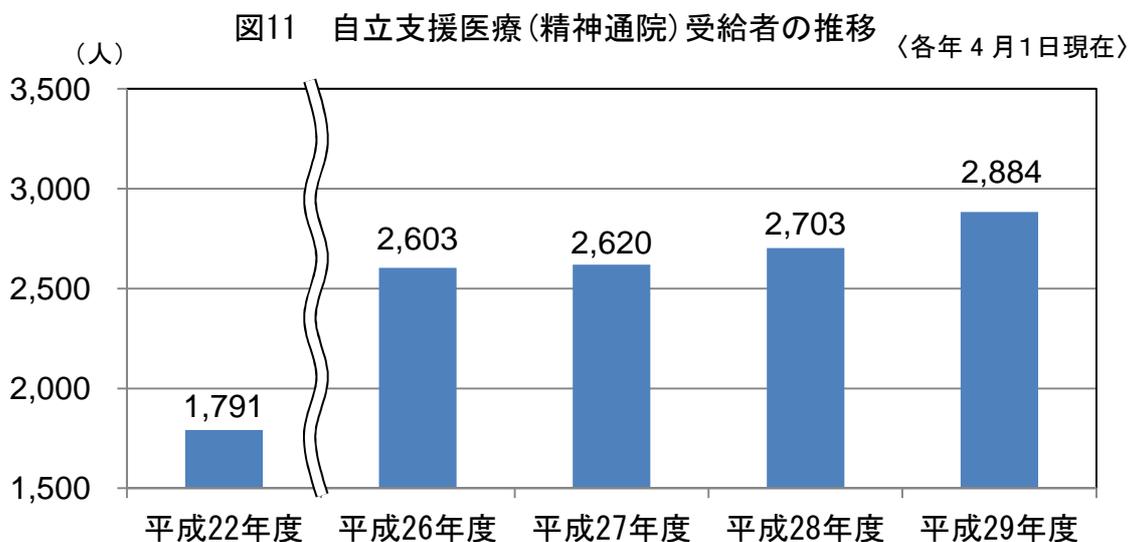
障害の等級別に見ると、2級が最も多く、平成29年では全体の47.9%を占めています。



年齢別の内訳では、50～59歳が1番多く、40～69歳で全体の63.6%を占めています。



自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成 29 年 4 月 1 日現在では 2,884 人と、平成 22 年から 37.9%増加しており、年々増加傾向にあります。



5

障害支援区分の状況

障害支援区分認定の状況

障害者(18歳以上)の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定については、障害者総合支援法に基づき、「障害支援区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行う仕組みです。平成 29 年 4 月 1 日現在の本市における障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

〈平成 29 年 4 月 1 日現在〉 (人)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害	0	7	36	94	88	75	189	489
知的障害	0	6	65	113	125	94	213	616
精神障害	0	9	95	103	53	11	13	284
全体	0	20	179	267	229	149	311	1,155

※障害種別ごとの計と合計は一致しない。

## 障害福祉サービス事業所の状況

市内における障害福祉サービス事業所の設置状況については、次のとおりです。

指定事業所数 平成29年4月1日現在 宇部市資料  
 ()内は、平成26年7月1日現在

事業	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
居宅介護 重度訪問介護	28(29)	28(28)	24(25)	23(25)	22(24)
行動援護	2(3)	2(3)	2(3)	2(3)	2(3)
同行援護	16(16)	16(16)	—	—	16(16)
重度障害者等包括支援	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
生活介護	15(13)	8(6)	14(12)	1(1)	1(0)
自立訓練（機能訓練）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	—
自立訓練（生活訓練）	2(2)	0(0)	2(2)	2(2)	—
就労移行支援	5(3)	3(1)	5(3)	4(1)	—
就労継続支援（A型）	12(6)	10(4)	11(6)	10(4)	—
就労継続支援（B型）	14(17)	8(8)	13(15)	7(9)	—
療養介護	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	1(0)
短期入所	9(9)	4(4)	8(8)	2(1)	5(4)
共同生活援助	11(12)	2(1)	9(9)	5(5)	—
施設入所支援	5(5)	2(2)	4(4)	0(0)	—
特定相談支援	13(11)	13(11)	13(11)	13(11)	12(10)
地域相談支援	7(8)	5(6)	6(7)	6(7)	6(0)
児童発達支援	7(4)	—	—	—	7(4)
医療型児童発達支援	1(1)	—	—	—	1(1)
放課後等デイサービス	11(7)	—	—	—	11(7)
保育所等訪問支援	1(1)	—	—	—	1(1)
障害児相談支援	12(10)	—	—	—	12(10)
移動支援	18(22)	18(21)	16(19)	15(19)	16(19)
日中一時支援	23(23)	11(12)	17(19)	13(11)	17(15)

※各事業所の主な対象者は1つの障害種別に限らないため、事業ごとの事業所数と主な対象者の事業所数の合計は合致しない。

※難病については、平成25年4月から障害福祉サービスの対象となり、従来は「主な対象者」の対象になっていなかったことから、上図に掲載していない。

# 第3章 計画策定の基本課題

計画策定のための基本課題を、障害者を取り巻く環境の変化や「障害福祉アンケート調査」・「障害者関係団体への意見聴取」の結果などから、下記のとおり4点に集約します。

## 基本課題1 障害者への理解促進と生活環境の整備

互いを理解し、共生するまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが障害について理解し、心のバリアフリーを進めることが重要です。また、ユニバーサルデザインを推進するために、情報、環境のバリアフリー化を進め、障害者が安心・安全で生活しやすいまちづくりを進める必要があります。

また、障害者の多様化するニーズに適切に対応するため、相談やサービスを提供する人材やコミュニケーション等の支援者を確保する取り組みを進める必要があります。

### 障害者理解の分野では

- 「障害者が何に困っているのか」「どのように対応したらよいのか」、当事者の声を伝え、配慮事例を発信することで、市民に理解を進めることが求められています。
- 差別解消法、コミュニケーション支援条例の趣旨の周知徹底が求められています。
- 地域、学校での理解講座やふれあい活動を更に促進することが求められています。

### ユニバーサルデザインの分野では

- 障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。
- 市内における情報バリアフリーの取組の促進が求められています。
- コミュニケーション支援体制の整備として、コミュニケーション支援者の確保及び活動の促進が求められています。
- 障害者に配慮した建築物や歩道などの整備が求められています。
- 公共施設や交通機関、市営住宅等における障害者への配慮が求められています。

### 人材の確保の分野では

- 障害者の多様化するニーズに適切に対応し、障害者の生活を支援するための相談支援、サービス提供にかかる人材の確保、支援ボランティアの養成等の人材確保のための取り組みが求められています。

## 基本課題 2 本人の状況に応じた適切な療育、教育の実施

健康診査から療育へ、早い段階で支援に繋がるよう、療育ネットワークによる適切な支援が重要となります。

また、教職員等の障害への理解を図ることで、障害特性に配慮した教育、保育を推進するとともに、教育、福祉等の関係機関の連携を強化し、幼児期から一貫した適切な支援の実施が求められています。

### 教育・療育の分野では

- 医療、福祉、教育等の連携により早い段階から支援に繋がられるよう、支援の強化が求められています。
- 個々の障害特性に合った配慮について、教育、保育現場の教職員等への理解促進が求められています。
- 就学前から卒業後にわたり、切れ目のない支援の実施が求められています。
- 障害児保育、学童保育クラブでの障害児の受け入れの充実を図るため、教職員等の支援者の障害に対する理解と施設の整備が必要です。

## 基本課題 3 安心な暮らしのための支援の充実

障害者が地域で安心して自立した生活をしていくためには、保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者の連携をはじめ、相談支援体制の整備や、福祉サービスの充実が求められます。

また、障害者が地域で安心して暮らすため、親亡き後などの将来の課題を見据えた支援の実施を行うとともに、地域で支えあう仕組みの構築も求められています。

### 疾病予防の分野では

- 生活習慣病などの疾病の予防や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくりが求められています。
- 障害や病気に関する相談支援体制の充実が求められています。

## 福祉・生活支援の分野では

- わかりやすい相談窓口、総合相談と専門的相談窓口との連携が必要です。
- 計画相談支援員の拡充が求められています。
- サービス提供事業所との情報共有のほか、専門的相談支援機関と連携するなど、充実した計画相談支援の実施が求められています。
- 緊急時、親なき後などの課題を見据えた、将来の安心のための計画相談支援の実施が求められています。
- 地域で支えあう仕組みの構築や、本人家族と地域、そして福祉、医療等の支援者（専門職）との連携が必要です。
- 災害時の避難について、障害の特性に配慮した避難体制のさらなる充実が求められています。
- 地域移行については、支援のキーマンを中心とした、病院、地域、事業所等の情報共有とネットワークの構築と、地域住民への理解促進のための取組が必要です。
- 介護事業所への障害者理解の促進など高齢障害者が安心できる支援の実施が求められています。
- 65 歳になった障害者のサービスの量と質の維持や、利用者負担の軽減が求められています。
- 65 歳になっても安心してサービスを受けることができるよう、介護保険事業と障害福祉事業の連携強化が求められています。
- 障害のあるなしに関わらず、地域で支えあう仕組みの構築が求められています。
- 最重度の知的障害、強度行動障害を受け入れる体制の整備が求められています。

## 基本課題4 安心と自立に向けた就労と社会参加の支援

障害者が、地域で安心した生活を送るためには、就労等の社会参加を支援していく必要があります。

障害の特性に応じた就労支援や、就労定着支援の取り組みのほか、企業など受け入れ側の理解を促進する必要があります。

また、障害のあるなしにかかわらず、文化・スポーツ活動等の機会の提供のため、コミュニケーション支援をはじめとする配慮を促進する必要があります。

### 一般就労・福祉的就労の分野では

- 本人の特性や状況にあった適切な就労支援として将来の安心、自立に向けた適切な支援の実施が求められています。
- 就職定着支援のための、支援ネットワークの強化が求められています。
- 障害者になっても就労継続できる環境整備など、障害の状況にあった柔軟な働き方への配慮について企業等への周知が求められています。
- 事業主や職場における障害者雇用への理解が求められています。

### 社会参加活動の分野では

- 障害のあるなしにかかわらず一緒に参加できる文化・スポーツイベント等の開催が求められています。
- 体育施設や文化施設など既存施設のバリアフリー化が求められています。
- コミュニケーション支援をはじめ、希望する配慮を受けることができる環境の整備が求められています。

## 第4章 計画の基本理念と目標

### 1

#### 第四次障害者福祉計画

##### (1) 基本理念

第三次の基本理念を引き継ぐとともに、第4次宇部市総合計画後期実行計画のまちづくりのテーマ「健幸長寿のまち」に向けて、本市は「共生の福祉」の推進に取り組むことから、第四次障害者福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、  
生き生きと安心して暮らせる地域共生のまちづくり**

(計画期間 2018年度～2023年度)

##### (2) 基本目標

###### ① 互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）

市民の障害に対する理解を促進し、互いを理解しあうことで、心のバリアフリーを促進します。また、情報やコミュニケーション、道路や建物などのバリアフリーの充実を図り、障害のあるなしにかかわらず安心して暮らせる、ユニバーサルデザインのまちづくりを行います。

###### ② ともに学び育つ

障害の早期発見と早期療育を行い、個々に対応した、保育、教育、療育体制を整備します。教育と福祉などの関係機関が連携することで、切れ目ない適切な支援を行います。

### ③ ともに自立し安心して暮らす

障害のある人が自立し安心して暮らすことができるように、本人の課題と将来を見据えた支援を実施します。また、地域と各分野の支援者が連携することで、地域での支えあいを促進します。

### ④ ともに働き、楽しむ

障害のある人が、個々の特性にあった仕事に就き、あるいは、個々の状況にあった支援を受けながら、仕事を続けて自立した生活を送ることができるように支援します。また、障害のあるなしにかかわらず、文化、スポーツ等を楽しめるよう支援します。

## 2

# 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

## (1) 基本理念

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、市等が、障害福祉計画及び障害時福祉計画を作成する際の基本理念を次のように定めています。

### 第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画含む）

#### ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等に対しサービスの充実を図るとともに、引き続きその旨の周知を図ります。

#### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を

整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

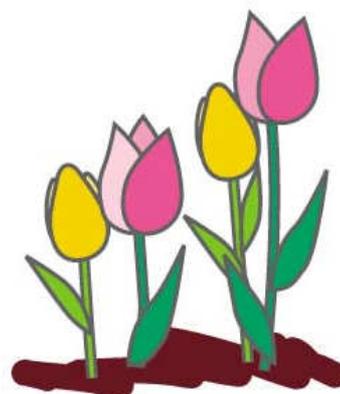
#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組及び日常生活において医療を要する状態にある障害児が支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制を計画的に推進します。

#### ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



## (2) 成果目標

### 第5期障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

### 第1期障害児福祉計画

障害者児及びその家族への支援の観点から、身近な地域での支援などの課題に対応するために、障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

3

## 目指す成果

### (1) 障害者への理解度の割合 90%

これらの計画に基づいた施策を進めていくことで、障害のある人のない人もお互いを理解し、生き生きと安心して暮らせるまちになります。

このことから、今期計画の成果目標は、次期計画(第五次障害者福祉計画)策定時に実施する障害者アンケートの項目、「障害があることに対する周囲の理解」について、「理解されている」と感じる人の割合、56.9%(2017年)を、2023年に90%となるよう、目標設定します。